

『高血圧症』・『脂質異常症』・『糖尿病』 で通院中の方へ 生活習慣病管理料Ⅱへの移行のお知らせ

診療報酬改定に伴い厚労省の指針により、令和6年6月1日より、
高血圧症・脂質異常症・糖尿病 のいずれかを主病名とする患者様で
「特定疾患療養管理料」を算定していた方は、「生活習慣病管理料(Ⅱ)」
へ移行いたします。

管理料の移行に伴い、当院で作成しました「療養計画書」へ署名を頂く
必要がございます(初回のみ)。

お手数をおかけしますが、ご理解のほどお願い申し上げます。

生活習慣病管理料Ⅱ

■対象となる方

高血圧、脂質異常症、糖尿病いずれかが主病名の方

■療養計画書

個々に応じた療養計画書をお渡しします。

署名(サイン)をいただきます。(初回のみ)

■移行時期

令和6年6月1日(土)から